

国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付料算定基準

〔平成16年4月1日
制 定〕

国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付取扱要領第10条の規定に基づき、資産を有償で貸し付ける場合の貸付料の算定基準を次のように定める。

第1 土地の貸付料

- (1) 貸付料 = 1平方メートル当たりの貸付料（年額）×貸付面積
- (2) 1平方メートル当たりの貸付料（年額・固定資産税相当額を含む）
 - 1) 湯島団地 36,375 円
 - 2) 駿河台(1)団地 81,000 円
 - 3) 駿河台(2)団地 61,875 円
 - 4) 越中島団地 17,625 円
 - 5) 国府台団地 5,625 円
- (3) 土地の地下部貸付料については、地上部貸付料の100分の28の貸付料とする。
- (4) 土地の貸付用途等により貸付料単価を減額することができる。
- (5) 国府台団地（継続的貸付の場合）

計算式 貸付料＝前回の貸付料 a ×スライド率 b

a = 下記第6による調整前の前回の貸付料とする。（以下同じ。）

b = 消費者物価指数及び地価変動率を基に一定の地域毎又は用途地域毎に設定した率による。

第2 建物の貸付料

貸し付けしようとする建物及び附帯構築物（建物に通常付設されている照明器具、冷暖房装置、通信装置等）を含む。

- (1) 貸付料 = 1平方メートル当たりの使用料（年額）×貸付面積＋固定資産税相当額
- (2) 1平方メートル当たりの使用料（年額） 24,000 円
- (3) 建物の貸付用途等により、貸付料単価を減額することができる。

第3 一時的貸付料

貸付期間が一時的な場合の貸付料の算定は次によるものとする。

- (1) 土地の貸付料
第1に定めるところにより算定した額の日割り計算とする。
- (2) 建物の貸付料
第2に定めるところにより算定した額の日割り計算とする。

第4 物品の貸付料

貸付料の積算は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づくものとする。

減価償却計算

耐用年数 省令別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）

償却率 省令別表第九（減価償却資産の償却率表）
残存割合 省令別表第十（減価償却資産の残存割合表）
残存価額 取得価額 × 残存割合

計算式

償却額 = (取得価額 - 残存価額) × 耐用年数に基づく定額法による償却率

上記計算式により償却額を計算し、

- ① 耐用年数以内の物品については、当該計算式で得た償却額をもって貸付料とする。
- ② 耐用年数を経過した物品については、償却限度額又は残存価額（取得価額の10%）を比較の上、高い額をもって貸付料とする。

第5 土地、建物又は物品以外のものの貸付料

実情に応じて貸付料を定めるものとする。

第6 前年次貸付料との調整

- (1) 貸付を更新するに際し、貸付料が前年次貸付料を超える場合

第1又は第2に定めるところにより算定した額が、前年次貸付料（前年次の期間が1年に満たない場合は、年額に換算した額とする。以下同じ。）の1.2倍を超えるときは、前年次貸付料の1.2倍の額をもって当該年次の貸付料とする。

- (2) 貸付を更新するに際し、使用料が前年次貸付料に満たない場合

第1又は第2に定めるところにより算定した額が、前年次貸付料の8割に満たない場合は、前年次貸付料の8割の額をもって当該年次の貸付料とする。ただし、第1から第5に定めるところにより算定した貸付料の額が1万円未満の場合を除く。

第7 本算定基準の特例

本算定基準により貸付料を算定することが著しく実情にそぐわないと認められる場合には、別に貸付料を定めることができるものとする。

附 則

この算定基準は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成21年7月28日制定）

この算定基準は、平成21年7月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月9日制定）

この算定基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日制定）

この算定基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月21日制定）

この算定基準は、令和2年1月21日から施行し、令和2年1月1日から適用する。